

堺市議会個人情報の保護に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市議会個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等

(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等

- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その

他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人情報取扱事務の届出）

第5条 条例第4条第1項第8号の議長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧制度等（法令等（条例及び堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）を除く。）に基づく次に掲げる事項に関する定めをいう。）の有無

ア 個人情報（特定個人情報を除く。イにおいて同じ。）の閲覧若しくは縦覧又はその謄本、抄本その他の写しの交付

イ 個人情報に係る訂正若しくは削除又はその利用若しくは提供の停止等

- (2) 個人情報取扱事務の処理形態

- (3) 個人情報取扱事務の委託の有無

- (4) 個人情報が記録されている主な公文書（堺市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）の名称

2 条例第4条第1項の規定による個人情報取扱事務の開始及び変更の届出は、堺市議会個人情報取扱事務開始（変更）届出書（様式第1号）により行うものとする。

3 条例第4条第3項の規定による個人情報取扱事務の廃止の届出は、堺市議会個人情報取扱事務廃止届出書（様式第2号）により行うものとする。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第6条 条例第12条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為による保有個人情報（議会局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第12条の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 概要

- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前項第3号に定

める事態については、同号に規定する個人情報を含む。)の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第7条 条例第16条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第8条 条例第17条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第9条 議長は、個人情報ファイル(条例第18条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、堺市議会個人情報ファイル簿(様式第3号。以下この条において「個人情報ファイル簿」という。)を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第18条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第18条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報

報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第18条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第18条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第18条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第18条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第18条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第18条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第10条 条例第20条第1項の規定により議長に提出すべき開示請求書は、堺市議会保有個人情報開示請求書（様式第4号）とする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第11条 条例第20条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
 - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示請求に係る補正の求め）

第12条 条例第20条第3項の規定による補正の求めは、堺市議会保有個人情報開示請求補正通知書（様式第5号）により行うものとする。

（開示決定等の際に通知すべき事項）

第13条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第29条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- (4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

（開示請求に対する決定及び通知）

第14条 条例第25条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の開示をする旨の決定 堺市議会保有個人情報開示決定通知書（様式第6号）
 - (2) 保有個人情報の一部について開示をする旨の決定 堺市議会保有個人情報一部開示決定通知書（様式第7号）
- 2 条例第25条第2項の規定による通知は、堺市議会保有個人情報不開示決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

3 条例第26条第2項後段の規定による通知は、堺市議会保有個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第9号）により行うものとする。

4 条例第27条第1項後段の規定による通知は、堺市議会保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第10号）により行うものとする。

（第三者保護に関する手続に係る通知等）

第15条 条例第28条第1項の規定による通知は、堺市議会第三者関係保有個人情報開示意見照会書（任意的意見聴取）（様式第11号）により行うものとする。

2 条例第28条第2項の規定による通知は、堺市議会第三者関係保有個人情報開示意見照会書（必要的意見聴取）（様式第12号）により行うものとする。

3 条例第28条第1項又は第2項に規定する意見書は、堺市議会第三者関係保有個人情報開示意見申述書（様式第13号）とする。

4 議長は、条例第28条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次のとおりとする。

（1）開示請求の年月日

（2）意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次のとおりとする。

（1）前項各号に掲げる事項

（2）条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第28条第3項の規定による通知は、堺市議会第三者関係保有個人情報開示決定に係る通知書（様式第14号）により行うものとする。

（電磁的記録の開示の実施の方法）

第16条 条例第29条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複製したものの交付

（2）ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複製したものの交付

（3）前2号の規定に該当する電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、議会がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

- ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付
- ウ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
- エ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

（写し等の交付部数）

第17条 条例第29条第1項の規定により交付することができる写し等の部数は、請求1件につき1部とする。

（開示の実施の方法等の申出）

第18条 条例第29条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
- (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
- (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
- (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第25条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第29条第3項の規定による申出は、することを要しない。

（写しの交付及び送付に伴い負担すべき費用）

第19条 条例第31条第2項に規定する費用の額は、別表のとおりとする。

2 写しの交付及び送付に要する費用の納付の方法は、現金、郵便切手又は納付書で納付する方法とする。

3 前2項の費用は、前納しなければならない。

（訂正請求書）

第20条 条例第33条第1項の規定により議長に提出すべき訂正請求書は、堺市議会保有個人情報訂正請求書（様式第15号）とする。

（訂正請求に係る補正の求め）

第21条 条例第33条第3項の規定による補正の求めは、堺市議会保有個人情報訂正請求補正通知書（様式第16号）により行うものとする。

（訂正請求に対する決定及び通知）

第22条 条例第35条第1項の規定による通知は、堺市議会保有個人情報訂正決定通知書（様式第17号）により行うものとする。

2 条例第35条第2項の規定による通知は、堺市議会保有個人情報不訂正決定通知

書（様式第18号）により行うものとする。

3 条例第36条第2項後段の規定による通知は、堺市議会保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第19号）により行うものとする。

4 条例第37条第1項後段の規定による通知は、堺市議会保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第20号）により行うものとする。

5 条例第38条の規定による通知は、堺市議会保有個人情報提供先訂正通知書（様式第21号）により行うものとする。

（利用停止請求書）

第23条 条例第40条第1項の規定により議長に提出すべき利用停止請求書は、堺市議会保有個人情報利用停止請求書（様式第22号）とする。

（利用停止請求に係る補正の求め）

第24条 条例第40条第3項の規定による補正の求めは、堺市議会保有個人情報利用停止請求補正通知書（様式第23号）により行うものとする。

（利用停止請求に対する決定及び通知）

第25条 条例第42条第1項の規定による通知は、堺市議会保有個人情報利用停止決定通知書（様式第24号）により行うものとする。

2 条例第42条第2項の規定による通知は、堺市議会保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第25号）により行うものとする。

3 条例第43条第2項後段の規定による通知は、堺市議会保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第26号）により行うものとする。

4 条例第44条第1項後段の規定による通知は、堺市議会保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第27号）により行うものとする。

（諮問をした旨の通知）

第26条 条例第46条第2項の規定による通知は、堺市議会個人情報保護審議会諮問通知書（様式第28号）により行うものとする。

（裁決に基づく開示に係る通知）

第27条 条例第47条において準用する条例第28条第3項の規定による通知は、堺市議会審査請求に対する裁決に基づく保有個人情報開示通知書（様式第29号）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第9条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「堺市議会個人情報の保護に関する条例施行規則（令和4年議会規則第2号）の施行後遅滞なく」とする。

附 則 （令和5. 3. 31 議会規則2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和6． 4． 9 議会規則9）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和7． 2． 21 議会規則1）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、令和7年3月24日から施行する。

別表（第19条関係）

種別	開示の実施方法	交付する媒体の規格	負担すべき費用の額	
文書、図画 及び写真	乾式複写機による写しの交付	日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙	白黒	1枚につき 10円
			カラー	1枚につき 50円
フィルム	印画紙に印画したものの交付	縦89ミリメートル、横127ミリメートルの印画紙	1枚につき 30円	
電磁的記録	録音カセットテープに複製したものの交付	日本産業規格C5568に適合する記録時間120分までのもの	1巻につき 250円	
	ビデオカセットテープに複製したものの交付	日本産業規格C5581に適合する記録時間120分までのもの	1巻につき 350円	
	用紙に出力したものの乾式複写機による写しの交付	日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙	白黒	1枚につき 10円
			カラー	1枚につき 50円

	光ディスクに複製したものの交付	日本産業規格X 0 6 0 6 及びX 6 2 8 1 に適合する直径1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの	1 枚につき 1 0 0 円
		日本産業規格X 6 2 4 1 に適合する直径1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの	1 枚につき 1 5 0 円

備考

1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合については、片面を1枚として計算する。

2 負担すべき費用の額が、この表により難しい場合については、議長が別に定める。

様式目次

様式 番号	名称	関係条文		
		条	項	号
1	堺市議会個人情報取扱事務開始（変更）届出書	5	2	
2	堺市議会個人情報取扱事務廃止届出書	5	3	
3	堺市議会個人情報ファイル簿	9	1	
4	堺市議会保有個人情報開示請求書	1 0		
5	堺市議会保有個人情報開示請求補正通知書	1 2		
6	堺市議会保有個人情報開示決定通知書	1 4	1	1
7	堺市議会保有個人情報一部開示決定通知書	1 4	1	2
8	堺市議会保有個人情報不開示決定通知書	1 4	2	
9	堺市議会保有個人情報開示決定等期間延長通知書	1 4	3	
1 0	堺市議会保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書	1 4	4	
1 1	堺市議会第三者関係保有個人情報開示意图見照会書（任意的意見聴取）	1 5	1	

1 2	堺市議会第三者関係保有個人情報開示意見照会書（必要の意見聴取）	1 5	2	
1 3	堺市議会第三者関係保有個人情報開示意見申述書	1 5	3	
1 4	堺市議会第三者関係保有個人情報開示決定に係る通知書	1 5	7	
1 5	堺市議会保有個人情報訂正請求書	2 0		
1 6	堺市議会保有個人情報訂正請求補正通知書	2 1		
1 7	堺市議会保有個人情報訂正決定通知書	2 2	1	
1 8	堺市議会保有個人情報不訂正決定通知書	2 2	2	
1 9	堺市議会保有個人情報訂正決定等期間延長通知書	2 2	3	
2 0	堺市議会保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書	2 2	4	
2 1	堺市議会保有個人情報提供先訂正通知書	2 2	5	
2 2	堺市議会保有個人情報利用停止請求書	2 3		
2 3	堺市議会保有個人情報利用停止請求補正通知書	2 4		
2 4	堺市議会保有個人情報利用停止決定通知書	2 5	1	
2 5	堺市議会保有個人情報利用不停止決定通知書	2 5	2	
2 6	堺市議会保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書	2 5	3	
2 7	堺市議会保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書	2 5	4	
2 8	堺市議会個人情報保護審議会諮問通知書	2 6		
2 9	堺市議会審査請求に対する裁決に基づく保有個人情報開示通知書	2 7		